

「国富町働く若者定住促進奨励金交付事業」の概要

【共通事項】

奨励金を受けるためには、下記の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 対象者が、最低でも5年以上国富町に定住することを誓約する。ただし、働く若者移住定住促進家賃支援事業についてはこの限りでない。
- (2) 対象住宅が所在する自治会に加入し、地域行事に積極的に参加する。
- (3) 対象住宅に課税される固定資産税の納税義務者であり、本人及び申請住宅に同居する同一世帯の者が、町税、使用料等を滞納していない。
- (4) 国富町暴力団排除条例（平成23年国富町条例第13号）第2条に規定する暴力団員等ではない。

①働く若者新築等住宅取得支援事業

【対象者】

国富町に定住するため、平成30年4月1日以降に町外から転入した方

【年齢要件】

住宅の工事又は売買の契約日において
満18歳以上50歳未満

【対象住宅】

国富町に居住するための住宅
ただし、取得価格が500万円以上の物件

- (1) 新築（新築住宅の購入を含む）
- (2) 中古住宅を購入
- (3) 親族と同居のための増改築

【支援額】

- ・新築（購入を含む）
 - 町内事業者を利用 * 3年間で最大100万円
 - 町外事業者を利用 * 3年間で最大 70万円
- ・中古住宅購入 * 3年間で最大 70万円
- ・多世代同居のための増改築
 - 町内事業者を利用 * 1回のみで最大35万円
 - 町外事業者を利用 * 1回のみで最大25万円

【支援方法】

奨励金（現金1/2、国富町商工会共通商品券1/2）

②働く若者移住定住促進家賃支援事業

【対象者】

国富町に定住するため、平成30年4月1日以降に町外から転入した方

【年齢要件】

賃貸契約を締結した日において
満18歳以上35歳未満

【対象住宅】

民間賃貸住宅（アパート等）

居住のため賃貸契約を締結した民間賃貸住宅。
ただし、公的賃貸住宅、官舎、社宅、社員寮、申請者及び申請者の配偶者の2親等以内の親族が所有し、又は管理している住宅を除く。

【支援額】

奨励金額 年額5万円（3年間で15万円）

【支援方法】

奨励金（全て国富町商工会共通商品券）

お問い合わせ

国富町役場 企画政策課 企画政策係

TEL 0985-75-3126(直) FAX 0985-75-7903

メール kikaku@town.kunitomi.miyazaki.jp

【申請の方法】

奨励金の交付を受ける場合は、国富町働く若者定住促進奨励金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え町長に提出します。

①働く若者新築等住宅取得支援事業

- (1) 住宅に入居する世帯員全員の住民票の写し（申請日以前3ヶ月以内もの）
- (2) 住宅の建物の登記簿謄本の写し
- (3) 固定資産税納税通知書の課税明細書の写し
- (4) 自治会加入証明書（別記様式第2号）
- (5) その他、町長が必要と認める書類

②働く若者移住定住促進家賃支援事業

- (1) 住宅に入居する世帯員全員の住民票の写し（申請日以前3ヶ月以内もの）
- (2) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (3) その他、町長が必要と認める書類

【奨励金及び商品券の受領方法】

- (1) 奨励金交付決定を受けたら奨励金交付請求書（別記様式第4号）を町（企画政策課）に提出します。
- (2) 請求書の提出後に町から奨励金（現金は銀行振り込み）と商品券引換証兼領収書が交付されます。
- (3) 申請者は、引換証兼領収書を国富町商工会に提出すると国富町商工会共通商品券を受け取ることができます。